

- ◆ 審査委員は、各事業者の企画提案書類、プレゼンテーション、質疑応答に基づき、採点項目について評価を行ってください。
- ◆ 各項目の評価はそれぞれ参考にする様式の記述内容で判断し、他の様式に記載された内容は採点対象とはしないでください。
- ◆ 各項目に対し評価を行い、配点の範囲で点数をつけ、合計点を評価点とします。
- ◆ 配点に応じて、以下のとおり評価するものとします。

※配点が10点の場合

|              |          |          |
|--------------|----------|----------|
| 10, 9, 8, 7点 | 6, 5, 4点 | 3, 2, 1点 |
| 評価できる        | 平均的である   | 評価できない   |

※配点が20点の場合

|                                    |                   |                      |
|------------------------------------|-------------------|----------------------|
| 20, 19, 18, 17, 16,<br>15, 14, 13点 | 12, 11, 10, 9, 8点 | 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1点 |
| 評価できる                              | 平均的である            | 評価できない               |

※審査をする際、10点満点で5点、20点満点で10点を標準に考えて下さい。

- ◆ 評価200点×審査委員8名＝1,600点を満点とし、1,600点×60％＝960点が最低基準点となります。
- ◆ 各委員の応募事業者に対する評価点の合計点が最低基準点以上である応募事業者の中から、合計点が高い順に、候補者（第1位）、候補者（第2位）とする。
- ◆ 当日は、プレゼン中に採点表を記入いただいても結構ですし、事業者のプレゼンが終わった後にまとめて記入いただいても結構です。
- ◆ すべての事業者によるプレゼンが終了した後、~~審査委員による打ち合わせの時間を設けます。その後、~~すべての事業者に対する採点表の記入が完了されましたら、事務局のほうで採点表を回収いたします。